

切支丹新史料（速見郡）

安部 巖

（本文）

別府浜脇両村協議盟約書

最近別府速見地方のキリシタン史料の調査採集を行なったが、その中で寓目した二三の史料を紹介します。この史料が今後のキリシタン史研究の手掛りとしていくらかでも役立つならば幸です。

一、別府浜脇両村協議盟約書

この盟約書は、たて二六、四、よこ一九、五種の書冊で、表紙、裏表紙共で十一枚からなっており、別府市枝郷区安部辰雄氏宅に襲蔵されていたものであり、別府浜脇両村民一七四名が連署して、キリシタンを信じない事を約束したものであるが、記年を有しないため、その時期を的確に判定する事は困難である。然し記名されている人々及び用紙、内容等から明治十年前後のものである事は予想され、その内容から、明治初期に於けるキリシタンの広まり方やそれに対処しようとする庶民の動きが察せられる興味深い貴重な史料である。

近來外教日ヲ逐テ蔓延シ、都鄙到處其教場ヲ設ク、茲ニシテ教職ハ勿論村民ニ至ル迄荷モ愛國ノ志アル者ハ丹心ヲ抽テ之ヲ防禦セシ
ンハ不可有、抑モ外教ノ国害タルコトハ、世界各国比例多シト雖
モ就中印度ノ如キ八千七百五十一年ヨリ六十年ノ頃ニ至リ、幾多
ノ戰爭ヲ經テ終ニ英國ノ為ニ奪ハレ、其人民ハ現ニ英政府壓制ノ下
ニ在テ呻吟セリ、而其最初如何ノ詭術ヲ施シ掠國奪地セシヤヲ尋ヌ
ルニ、第一耶蘇教ヲ弘テ其國固有ノ宗教ヲ壓倒シ、其國情ヲ壞□其
人心ヲ變シ之ヲ繼ニ兵刀ヲ以テス、其地枚拳ニ暇アラス、我日本ニ
於テハ寛永年中肥前嶋原天草ノ騒乱起シモ切支丹即チ耶蘇教侵入シ、
民心ヲ挙動シ日本政府ヲ奪略シ、帝位ヲ傾覆セントスルノ隠謀兇頭
シテ敵ヲ可ラザルニ至ル、是ヲ以テ日本 皇帝ハ彼教嚴禁ノ論旨ヲ
下シ、徳川三代將軍家光公之ヲ奉シ遂ニ彼教法ヲ信スルモノ數十方
人ヲ誅スルニ至ル、今日外教ノ蔓延スルヤ莫大ノ金錢ヲ費シ夜々屹
々トシテ昼夜不怠モノハ果シテ何ノ為ゾ哉古人ノ欲奪者先興之ノ
謂ニシテ小ヲ捨テ大ヲ奪ノ詭術ナラン□之乎我皇國人民誤テ此ノ國
憲ヲ引起スル無ラ令ン為メ同民心協力シ互ニ相互ニ盟約ヲ起スモ
ノニシテ彼教法ヲ信スルニ於テハ吉凶日用交際ヲ絶スルニ至ルハ勿

(欠字)

論□国神仏ノ討ヲ蒙ルヘシ、亦是報国ノ一端ナルヲ以テ家族承諾ノ

上連署確約スル者也

但シ家族ノ内名タリトモ違背スルニ於テハ本文ノ旨趣ニ准スル

者也

神 弥 (欠字)

神 百太郎

石田 武茂

神 (欠字) 吉

神 米吉 (在判)

(以下二五九名省略)

二、南石垣切支丹地蔵

別府市南石垣矢田米太郎氏屋敷敷内に墓地と廢庵がある。この廢庵はもと浜脇崇福寺末であり、徳林禪庵と呼び二人の尼僧に守られていた。勿論このお寺の門札に安永二癸巳年と記されているから餘り古いものではないらしい。又墓地には、先年藤内喜六氏によって発見された切支丹塔。寛永十酉天九月廿三日、果翁宗栄信士、先祖矢田甚左衛門がある。切支丹地蔵は、この切支丹地蔵のそばに無雑作に置かれているかに見えるが、甕棺上に、蓋石を置きその上に安置してあつた

ものらしい

(地蔵)

1、所在 別府市南石垣二四九ノ一矢田米太郎氏屋敷敷

徳林禪庵墓地

2、発見 昭和四十三年十月七日

3、銘文

元文五申歲

一影童女

二月二十一日



4、地藏下面十字彫刻

地藏下面、台座に接する面にたて五、二種、横四、七種の十字陰刻が



あり深さは五耗である。

ある。

5、地藏

首部、

両腕を欠

くため、

面相手印

は不明であるが持物はあつたと推定され、坐像である。

三、宗門御改穢多帳 (えん)

この穢多帳は、たて二四、二種、横一七、七種、表紙、裏表紙共に

三枚からなる書綴で速見郡末守村庄屋家に製蔵されていたものである。

(表紙)

文久四年	宗門御改穢多帳
子 四月	速見郡
	末守村

(本文)

真宗法林寺 旦那

西 吉

歳六十一

男子

同 寺

岩右五門

歳廿二

同 寺

女 房

歳廿二

孫

同 寺

登 市

歳三ツ

右者穢多宗門御改ニ付委細を吟味宗旨判形取之差上申処少茂相違無御座候若怪敷もの御座候ハ、早速御断可申上候、仍宗門請合証文如

文久四年子四月

速見郡

末守村庄屋

鉄

三郎

組頭

良

蔵

此帳面之男女拙僧且那ニ紛無御座候、依之寺号所ニ印形仕差上申候、
若邪宗門之由申者御座候へ、何方迄茂被出急度(虫食)候、怪
敷もの御座候へ、早速御断可申上候、仍如件

本寺豊後国頭成町覚正寺真宗

生桑村

法 林寺